

地域の療養情報

おおさか がんサポートブック

2025



別冊とセットで
ご利用ください！

2.9

大阪府がん診療連携協議会
がん相談支援部会

はじめに（2. 9 版）

がんと診断された時、「どのような治療があるのだろうか」「地域にがん専門病院はあるのだろうか」「仕事、家庭、医療費はどうなるのか」など様々な不安や悩みが尽きず、心理的に大きな負担になってはいないでしょうか。「地域の療養情報 おおさか がんサポートブック」は、このような心配に少しでもお役に立てるよう、必要な情報を取りまとめた冊子です。

大阪府は「大阪府がん対策推進計画」を 2008 年に策定、相談窓口として「相談支援センター」を設置して看護師やソーシャルワーカーなどの専門職によるがん情報の提供や相談機能の充実を掲げました。さらに 2013 年の「第二期大阪府がん対策推進計画」では「就労支援」や「小児がん」、2018 年の「第三期大阪府がん対策推進計画」では新たな課題としてアピアランスケア・生殖機能の温存などの対策強化も求められ、最新の「第四期」に至りました。

大阪府および大阪府がん診療連携協議会がん相談支援部会では、情報支援事業として、2011 年に冊子「がん患者のための地域の療養情報（初版）」を発行、以降「地域の療養情報 おおさか がんサポートブック」は四期までの計画を踏まえ、最新の情報提供をすべく順次改訂を加えてきました。がんに向き合う患者さんや家族、支える方々が抱える様々な課題解決の一助となれば幸いです。

本冊子以外に、国立がん研究センターがん対策情報センターが発行している「がんになったら手にとるガイド」や「わたしの療養手帳」と併せて、是非ご活用ください。



「がんになったら手にとるガイド」

https://ganjoho.jp/public/qa_links/book/public/hikkei02.html

もくじ

1. がんの相談・情報	1
コラム ご存じですか？「図書館の活用法」	2
2. 医療のこと	
(1) がんと診断されたら	3
(2) 治療法の決定	4
(3) がんゲノム医療	5
(4) セカンドオピニオン	6
(5) 希少がん	7
(6) 緩和ケアとは	7
3. 治療と生活にまつわること	
(1) 高額療養費精度	11
(2) 小児慢性特定疾病医療費助成制度	14
(3) 確定申告による医療費などの控除	14
(4) 傷病手当金	15
(5) 障がい年金	16
(6) 生活福祉資金貸付制度	17
(7) 生活保護制度	18
(8) がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業	19
(9) 重粒子線治療に関する支援	20
(10) アピアランスケア支援に関する事業	20

もくじ

4. がん治療と働くことについて

(1) 仕事を続けたい場合、復職したい場合	21
(2) 退職を考える場合	25
(3) 就職・再就職を考える場合	25
コラム ご存じですか？「アピアランスケア」	27

5. 自宅で療養するには

(1) 介護・生活面	29
(2) 医療・看護面	33
(3) 在宅療養の相談窓口	35
ちょっとひと言： 「40歳未満のがん患者さんの在宅療養」	35

6. 患者同士の支え合いの場 37

7. 小児・AYA世代でがんになったら

(1) 小児・AYA世代のがん	39
(2) がん治療と妊娠	43
コラム ご存じですか？ 体力づくりの重要	44

本冊子に掲載している相談機関や窓口における対応時間は編集時点の情報にもとづいています。変更となっていることがありますので、詳細は各施設やホームページでご確認ください。



1. がんの相談・情報

国が指定する「がん診療連携拠点病院」、府が指定する「がん診療拠点病院」には、がん患者さんや家族などのがんに対する不安や疑問に対応するための「がんの相談窓口」として、がん相談支援センターが設置されています。その病院に受診していなくても無料で相談できる窓口です。

ご自身の診断や病状を踏まえた個別の相談などは、治療中の病院の
がん相談支援センターを利用いただくことが望ましいこともあります。

がん相談支援センターでは、看護師やソーシャルワーカーなどのがん専門相談員が、電話や対面相談などによりがんの治療や療養生活全般の相談に対応しているほか、がんに関する情報を掲載したパンフレットなどを揃えて情報提供を行っています。

がん相談支援センターで相談された内容が、本人の了承なしに、第三者に伝わることはありませんので、安心してご相談下さい。

大阪府内のがん相談支援センター一覧は別冊をご覧ください。

また、大阪府立図書館をはじめ、身近にある図書館でもがんの情報を探すことができます。詳しくは次ページの「コラム」をご参照ください。



コラム

ご存じですか？ 図書館の活用法

健康・医療情報の探し方 - 大阪府立中央図書館

大阪府立中央図書館（東大阪市）では、医学書・医学事典・治療法・薬・検査値など、健康・医療に関する資料を所蔵しています。また、がんなど病気に関する様々な「情報や資料の探し方」について、職員に相談することができます。

※専門家の判断が必要な、個別の健康相談・医療相談は行っていません。



大阪府立図書館の資料の多くは、大阪府内のお近くの公共図書館に取寄せてご利用いただけます。

詳細は以下のリンクをご覧ください。

- ・調査相談（レファレンス）サービス

<https://www.library.pref.osaka.jp/site/info/reference.html>

- ・調査ガイド 健康・医療情報

健康・医療情報の調査に役立つ所蔵資料やホームページを紹介しています。

<https://www.library.pref.osaka.jp/site/central/shirabe-a09iryoku.html>



大阪府立中央図書館

（開館時間） 火曜日～金曜日 9:00～19:00

土・日、祝・休日 9:00～17:00

（休館日） 毎週月曜日（その日が祝・休日のときはその翌日を振替休館）

毎月第2木曜日（7・8月をのぞく）

年末年始（12月29日～1月4日）

（場所と連絡先） 〒577-0011 東大阪市荒本北 1-2-1

電話：06-6745-0170（代表）

2. 医療のこと

(1) がんと診断されたら

— がんと診断されてから治療までの流れ —

◇ 病気の発見のきっかけ

がん検診、職場の健診、様々な自覚症状をきっかけに病院を受診するところから、がんの診断は始まります。

◇ 精密検査・病理検査

がんの疑いのある場所を、内視鏡検査^{*1}、超音波検査^{*2}、CT検査^{*3}などの最も適切な方法で精密検査します。そしてがんが疑われる部位から一部組織を採取し（生検とよびます）、顕微鏡で観察する病理検査を行います。病理検査は、その組織が悪性かどうかを決めるとともに、悪性の場合はその組織の特徴から組織型を詳しく調べます。この段階でがんの確定診断となります。

*1 内視鏡検査：胃カメラ、大腸ファイバー、気管支鏡など

*2 超音波（エコー）検査：超音波で身体の奥の状態を観察する検査

*3 CT 検査：身体の周りからX線を当てて、断面像を観察する検査

◇ 病期診断

がんが確定診断されると、今度はがんの広がりを調べる病期診断の検査を行います。がんの大きさ、臓器内の広がり（深達度）、周囲のリンパ節の腫れ、他の臓器への転移（遠隔転移）の有無などを評価して病期を決定します。精密検査の段階で行った内視鏡検査や超音波検査、CT検査などは病期診断の検査も兼ねています。同じく病期を調べるために PET-CT 検査^{*4}もよく行われています。血液検査で腫瘍マーカー^{*5}と言われるがん細胞が作る物質を測ることは、がんの診断や進行度を評価するうえで参考になります。

*4 PET-CT 検査：がん細胞はブドウ糖をよく利用するため、ブドウ糖に似た物質（FDG）に放射性物質をつけたものを注射し、身体全体の組織でのFDGの取り込みを撮影し、CT 検査も組み合わせることで、どこにがんの組織があるかを調べる検査。FDG は炎症でも取り込まれることあるので画像の評価には炎症と見分けることが必要な場合もある。

*5 腫瘍マーカー：血液検査でわかるがんの特徴的な物質。この値の変化だけでは、がんの進行や転移しているかどうかは確定できない。また、生活習慣や薬の影響などで一時的に高くなることもあるため、腫瘍マーカーの値だけでなく、画像検査などの複数の検査結果から総合的に判断される。

（２）治療法の決定

- ① 治療の前に全身の状態を評価します。栄養状態、心臓、肺、肝臓、腎臓などの状態をチェックします。
- ② がんの組織型、病期から最も効果のある治療法を、診療ガイドライン^{*6}などをもとに選択します。診療カンファレンスなどで治療法を検討して選択肢が提案されます。
- ③ がんの治療法は、手術療法、薬物療法（抗がん剤治療）、放射線治療が中心となります。これらの治療法を単独もしくは組み合わせて治療を行うことになります。
- ④ インフォームド コンセント（説明と同意）
治療法を決めるに当たっては、「期待できる治療の効果」、「治療に伴う副作用、後遺症の可能性」、「再発の可能性」などについて、主治医から十分な説明を聞き、しっかり納得した上で本人にとって最も適切な治療法を選ぶようにします。

*6 診療ガイドライン：それぞれの疾患について、最新の臨床研究や実践の知見にもとづいて、最良と考えられる検査や治療法などを提示する文書



(3) がんゲノム医療

がんゲノム医療とは、がんの組織や血液を用いて、多数の遺伝子を一度に調べ（がん遺伝子パネル検査）、特定の遺伝子の変異が見つければ、病状に合わせて薬物を選び治療を行う医療を指します。2025年3月現在、大阪府では、がんゲノム医療中核拠点病院（1ヶ所）、がんゲノム医療拠点病院（2ヶ所）、がんゲノム医療連携病院（14ヶ所）が指定され、その体制づくりが進められています。現在、「がん遺伝子パネル検査」を保険診療として受けるには、「標準治療^{*7}がない場合、または標準治療が終了した（する見込み）場合」などの条件を満たす場合に行われています。

患者さん・ご家族にとっては期待の大きいがんゲノム医療ですが、がん遺伝子パネル検査を受けて、適合する薬（臨床試験を含む）に結びつくのは全体の10%程度といわれています^{*8}。また、がん遺伝子パネル検査の結果、がんになりやすい遺伝子をもっていることがわかる場合があり、本人だけでなく家族の将来の健康に対する不安が生じる可能性があるため、がんゲノム医療を実施する病院では、遺伝カウンセリングなど専門的な相談体制が整備されています。

^{*7} 標準治療：科学的根拠に基づいて、現在考えられる最良の治療であることが示され、一般的な状態の患者さんに行われることが推奨される治療

^{*8} 国立がん研究センターがん情報サービス による

がんゲノム医療を実施している病院や、ご自身ががん遺伝子パネル検査の対象になるか、など、がんゲノム医療の詳細については、主治医やがん相談支援センターにご相談ください。

（４）セカンドオピニオン

納得のいく治療法を選ぶことができるように、主治医とは別の医療機関の医師に「第二の意見」を求めることです。セカンドオピニオンを受けるためには、主治医にその意思を伝え、紹介状、血液検査、画像検査、病理検査の結果などの資料を準備してもらいます。セカンドオピニオンの申込方法は、セカンドオピニオンを受ける各医療機関で異なるので、前もってその医療機関の窓口連絡して必要な手続きを確認しておく必要があります。ただし、自費診療となり病院によって費用が異なります。

セカンドオピニオンを受ける効果として、

- ① 現在の主治医の診断、治療方針について、他の医師に再確認したうえで、納得して治療が受けられること、
- ② 現在の主治医の提示する治療法以外の治療法について情報を得ること、などがあります。

ただ、複数の医師の意見を聞き、結局どの意見を選んだらいいかわからなくなってしまうことがないように、セカンドオピニオンを受ける前に、現在の主治医の意見（ファーストオピニオン）を十分に聴き、よく理解することが大切です。あなたの病気の状況を一番よく知っているのは現在の主治医なので、わからないことがあれば、まず主治医に確認しましょう。

◇ 自分のがんについて、情報収集を行うための有効な方法

- ① 国立がん研究センターがん対策情報センターの、インターネットサイトのがん情報サービス（「がん冊子」「がんになったら手にとるガイド」なども閲覧可能）（<https://ganjoho.jp>）
- ② がん診療拠点病院のがん相談支援センター
- ③ がん診療拠点病院に設置されている患者図書（上記のがん冊子、がんになったら手にとるガイドの本も設置されています）



④ 大阪国際がんセンター がん対策センター
(<https://oici.jp/ocr/>)

⑤ 静岡がんセンターがん体験者の悩み Q&A
(<https://www.scchr.jp/cancerqa/>)



⑥ お近くの公立図書館 などがあります。



(5) 希少がん

「希少（きしょう）がん」とは、人口 10 万人あたり 6 例未満の「まれ」な「がん」を指します。症例が少ないことで情報も少なく、「治療法を知りたい」「少しでも多くの症例を診療している病院を探したい」などの困りごとに対し、現在、全国 7 ヶ所にある「希少がんホットライン」で相談することができます。

<希少がんホットライン>



- ・北海道大学病院（北海道）
011-706-8544 祝日除く 月水金 13:00～16:00
- ・東北大学病院（宮城県）
022-717-8760 祝日除く 月～金 8:30～16:00
- ・国立がん研究センター（東京都）
03-3543-5601 祝日除く 月～金 9:00～16:00
- ・名古屋大学医学部附属病院（愛知県）
052-744-2667 祝日除く 月水金 10:00～12:00
- ・大阪国際がんセンター（大阪府）
06-6945-1177 祝日除く 月～金 10:00～16:00
- ・岡山大学病院（岡山県）
086-235-6756 祝日除く 月・木 9:00～12:00
- ・九州大学医学部附属病院（福岡県）
092-642-6134 祝日除く 月水金 12:00～16:00

（2025 年 3 月時点）

(6) 緩和ケアとは

緩和ケアとは、がんが進行した時期だけでなく、がんと診断された時から手術療法、薬物療法（抗がん剤治療）、放射線治療などとあわせて行われるものです。がんになってからも、あなたらしく過ごせるように、心と身体、社会生活を含めて支えていくのが緩和ケアです。心のしんどさ、身体の痛み、治療の副作用、生や死についての悩みなど様々なつらいことに対応します。



◇ 緩和ケアは身体やこころのつらさをやわらげます

がんの患者さんが抱えるつらさには“お腹がいたい、だるい、吐き気がする”といった身体のつらさだけでなく、不安やイライラといった心のつらさや、仕事や経済面などの悩みもあります。また、“なぜ病気になったんだろう”といった問いや、人生の意味や目的を見失うことで、つらさを感じる人もいます。身体や心のつらさが強いときには、がんに向き合っていく力も湧いてこなくなってしまう。緩和ケアでは、患者さんや家族のさまざまなつらさを、できるだけやわらげていくことを目標にしています。

◇ 緩和ケアを受ける方法

患者さんが本人のつらさを医師や看護師などのスタッフに伝えることで、「緩和ケア」を始めることができます。我慢せずに気軽に伝えていただくことがとても大切です。

① 緩和ケアチーム

緩和ケアチームは、医師・看護師・薬剤師・ソーシャルワーカーなどのスタッフからなるチームで、患者さんが入院している病室に伺って、主治医と情報を共有しながら診療を行う病室訪問型の診療です。

② 緩和ケア病棟、ホスピス

緩和ケア病棟では、がんの進行などに伴う身体や精神的な症状があり、がんを治すことを目標にした治療（抗がん剤治療や放射線治療、手術など）が困難になった方や、あるいはこれらの治療を希望しない方を主な対象とし、がんに伴う様々な苦痛を和らげることを主として行います。緩和ケア病棟を探すには主治医や看護師、ソーシャルワーカーにご相談ください。また、がん相談支援センターで緩和ケア病棟の情報を探すことができます。大阪府内の緩和ケア病棟がある病院については別冊をご参照ください。

③ 自宅での訪問診療、訪問看護

在宅医療・看護においても緩和ケアをうけることができます。

◇ 医療用麻薬について

モルヒネなどの医療用麻薬に対して、「中毒」「寿命が縮む」「最後の手段」といった誤ったイメージを持たれていることがあるかもしれませんが、医療用麻薬は大麻や覚せい剤などとはまったく別のものです。医療用麻薬は、痛みがある状態で医師の管理のもとで適切に使う限り、中毒になることはありません。医療用麻薬の一般的な副作用としては、吐き気・嘔吐、眠気や便秘などがありますが、多くの副作用は予防や治療ができるので、安心して痛みの治療を受けていただくことができます。



Memo

3. 治療と生活にまつわること

(1) 高額療養費制度

1ヶ月で医療機関に支払った医療費が一定の基準額(自己負担限度額)を超えた場合に、その超えた金額があとで払い戻される制度です。70歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、加入している公的医療保険の窓口で発行手続きを行い*、「限度額適用認定証」を医療機関に提示します。ただし、入院時の食事代や差額ベッド代は対象になりません。自己負担限度額は、年齢や所得、加入している医療保険によって異なります。

申請窓口

- 限度額適用認定証は、本人が加入している医療保険の保険者へ申請してください



または



*マイナンバーカードの保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダーを設置した医療機関(＜マイナ受付＞ができる医療機関・薬局)においては、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードを提示し、本人が同意することで「限度額適用認定証」の申請・提示なしで限度額を確認して利用することができます。また＜マイナ受付＞ができる医療機関・薬局では、通常の健康保険証で同様のしくみを利用できるよう準備が進められています。

◇70 歳未満の方の場合

- ① 月別、入院・外来（在宅医療を含む）別、医療機関別に計算します。そのうち、21,000 円以上のものを合計し、合計額が自己負担限度額を超えていた場合、超えた額について払い戻されます。
- ② 直近 12 ヶ月以内に 3 回以上限度額を支払った場合、4 回目以降の限度額は軽減されます。
- ③ 外来診療や入院で 1 ヶ月に高額な医療費が予想される場合、保険者に「限度額適用認定証」（非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証）を交付してもらい、医療機関の窓口に提示すると、自己負担限度額のための支払いとなります。

2025 年 3 月時点

区分	所得区分	自己負担限度額	4 回目以降
ア	標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円＋ (総医療費－842,000 円)×1%	140,100 円
イ	標準報酬月額 53～79 万円	167,400 円＋ (総医療費－558,000 円)×1%	93,000 円
ウ	標準報酬月額 28～50 万円	80,100 円＋ (総医療費－267,000 円)×1%	44,400 円
エ	標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税者	35,400 円	24,600 円

自己負担限度額は、今後変更となる可能性があります。
最新情報は、おかかりの医療機関や保険者でご確認ください。

◇70 歳以上の方の場合

- ① 70 歳以上の方の場合、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証を医療機関の窓口に提示することで、自己負担限度額のための支払いとなります（自己負担限度額を超えた部分の病院窓口での請求はありません）。
- ② 非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すれば区分Ⅰ・Ⅱのための支払いとなります。
- ③ 2022 年 10 月から一定所得の方の負担が 2 割となりましたが、下記の高額療養費の表に変更はありません。

2025 年 3 月時点

負担割合・区分		外来(個人ごと)	外来+入院（世帯ごと）
現役並み所得者	年収 約 1,160 万円～	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 【4 回目以降 140,100 円】	
	年収約 770～ 約 1,160 万円	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 【4 回目以降 93,000 円】	
	年収約 370～ 約 770 万円	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 【4 回目以降 44,400 円】	
一般		18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 【4 回目以降 44,400 円】
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	区分Ⅰ		15,000 円

自己負担限度額は、今後変更となる可能性があります。
最新情報は、おかかりの医療機関や保険者でご確認ください。



（２）小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児がんを含む小児慢性特定疾病の医療費（健康保険の自己負担額）の一部を公費により助成します。

申請窓口

- 申請者の居住する自治体（都道府県もしくは政令・中核市）にご相談ください

（３）確定申告による医療費などの控除

本人または家族（生計を一とする親族）が、１年間（１月１日～１２月３１日）に１０万円を超える医療費を支払った場合、確定申告をすれば税金が返ってきます。

◇ 医療費控除の対象額の計算



◇ 申告の対象となる費用

- ① 医師または歯科医師による診察費、治療費
- ② あんま・マッサージ、鍼灸師などによる施術代
- ③ 治療または療養に必要な医薬品の購入費
- ④ 入院に伴う費用や在宅療養の費用
- ⑤ 医療用器具の購入費
- ⑥ 診察を受けるための通院費（公共交通機関の交通費など）
- ⑦ 義手・義足・松葉杖・義歯の購入費 など

◇ 保険金などで補てんされるもの

生命保険契約で支給される入院費給付金、健康保険で支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などです。

申請窓口

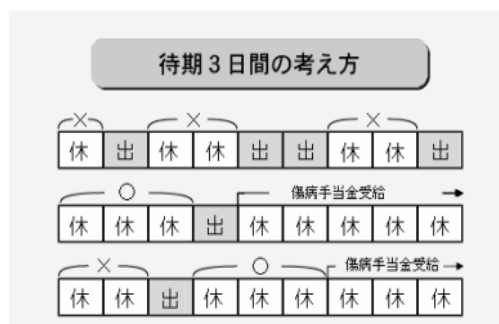
- 管轄する税務署へ申請してください

(4) 傷病手当金

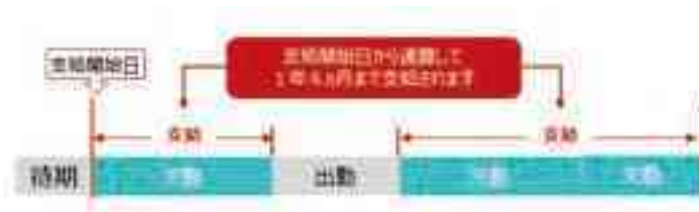
傷病手当金は、会社員、公務員など被用者保険に加入している人について、病気休業中の生活を保障するために設けられた制度です。病気やけがのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に傷病手当金が支給されます。

◇ 支給内容

傷病手当金は、病気やけがのために会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降休んだ日に対して支給されます。



2022年1月から、支給期間は、支給された日数を通算して1年6ヵ月に変わりました。



支給には、療養のための労務不能であることの証明が必要です。労務不能とは、被保険者が今まで従事している業務ができない状態のことで、労務不能であるか否かは、医師の意見及び被保険者の業務内容やその他の諸条件を考慮して判断されます。

なお、美容整形手術など健康保険の給付対象とならない治療のための療養は除きます。

ただし以下の場合などは支給内容が変わります。

- 休んだ期間の報酬支給を受けた時
- 老齢退職年金や障害(基礎)年金を受けた時



申請窓口

- 本人が加入している医療保険の
保険者へお問合わせください

(5) 障がい年金

病気やけがが原因で生活や仕事に支障をきたしたとき、生活を保障するための年金が支給される制度です。給付を受ける時の障がいの等級は、重度な順に1、2、3級となっています。支給・不支給の裁定は診断書や申立書などで総合的に判断されますが、がんの場合、喉頭摘出や人工肛門の造設、がん治療によって全身が衰弱した状態、日常生活や仕事に制限を受ける状態になった場合なども対象となります。障がい年金は、身体障がい者手帳制度とは別の制度で、申請手続きもそれぞれ行う必要があります。

◇ 給付内容

初診日に国民年金に加入していた方は、障がい基礎年金が支給され、厚生年金に加入していた方は、障がい基礎年金に加え、障がい厚生年金が支給されます。また、厚生年金に加入していた方の場合、年金の対象にならない軽い障がいでも、障がい手当金や障がい一時金が支給される場合があります。



◇ 給付を受けるための要件

障がい年金を受けるためには、初診日に年金に加入していることと、一定の保険料の納付があること、一定の障がいの状態にあることなどの要件を満たしている必要があります。

申請窓口

- 初診日に国民年金に加入の方、20歳前に初診日がある方は、お近くの年金事務所または市区役所
- 初診日に厚生年金に加入の方は、お近くの年金事務所（初診日に共済組合に加入していた場合は、その共済組合）

（6）生活福祉資金貸付制度

低所得の世帯、介護が必要な方のいる高齢者世帯、障がい者世帯などに対し、資金の貸付けを行うことにより、安定した生活を送れるようにすることを目的に、都道府県社会福祉協議会が行なう貸付制度です。使用する目的によって、貸付条件や限度額が決められています。負傷または疾病の療養に必要な経費を対象にした貸付や、一時的に著しい生活困窮に陥った時の貸付、失業や減収により生計維持が困難になった時の貸付などがあります。

◇ 貸付資金の種類

福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金、小口生活資金

◇ 貸付金利子

- ・連帯保証人を立てる場合は無利子
 - ・連帯保証人を立てない場合は年 1.5%。
- （ただし、教育のための資金、一時的に生活に困窮した場合の資金については、無利子です）



申請窓口

- 大阪市外の方…地域の社会福祉協議会
- 大阪市内の方…各区役所の保健福祉センター

（７）生活保護制度

生活に困っている人に対して、厚生労働大臣が決定した健康で文化的な最低限度の生活を保障するために必要な給付を行うとともに、その人が自立して生活ができるように援助することを目的とした制度です。保護の対象者は、人種・信条・性別・社会的身分などに関わらず、生活に困窮しているという経済的状態の方を対象としています。

◇ 保護の前提となる要件

生活保護制度には前提として、「補足性の原理」という要件があります。「補足性の原理」とは、資産・能力その他利用できるあらゆる物を活用した上で、なお生活ができない場合に限って初めて制度の利用が可能となるものです。たとえば以下のような場合を言います。

- 他の法律で対応できる場合は、まずその利用を優先する必要があります。
- 土地、家屋、預貯金、有価証券、生命保険などの各種保険、自動車、貴金属類、などの資産がある場合は、売ったり解約したりしてその生活費に充てなければなりません。
- 働くことができる場合は、就労して生活費を得る努力をする必要があります。
- 親子、兄弟姉妹、親族など民法上の扶養義務者からの援助が考慮される場合があります。

◇ 支給の内容

申請が原則とされており、年齢・世帯構成・地域別などを考慮し、最低生活費が計算されます。その世帯に収入があった場合、最低生活費から収入を差し引いた額が支給されることとなります。

社会生活を営む上では、食費のみならず諸経費が必要です。そのため、８種類（生活扶助・住宅扶助・教育扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助）の扶助を設け、その世

帯が必要とされる項目を合計したものが最低生活費として計算されます。

申請窓口

- 福祉事務所の生活保護担当課
- 不明な場合は市役所へお問い合わせ下さい

（８）大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業

将来子どもを産み育てることを望む小児・思春期及び若年のがんなどの患者さんが、希望をもってがん治療に取り組めるよう、将来子どもを授かることができる可能性を温存するための「妊よう性温存治療」、またはそのカウンセリングに要する費用の一部に対して、2021 年度に助成制度が創設され、翌年には「温存後生殖補助医療」に要する費用も助成対象となっています。



この助成を受けるには、居住地や年齢、がんの治療内容などによる対象者と、指定を受けた施設で妊孕性温存治療を受ける必要があります。制度の詳細は、がん治療を受ける病院のがん相談支援センター、または行政担当窓口でご確認ください。



窓口

- 助成制度について
大阪府健康医療部 健康推進室 健康づくり課

（９）重粒子線治療に関する支援

重粒子線治療にあたっては、一部のがん（※）を除き公的医療保険が適用されないため、患者さんの治療費が高額になります。このため、大阪府では重粒子線治療を受けようとする大阪府民が、経済的な事情で治療を断念することがないように、費用の負担を軽減する制度を設けています。



(※) 骨軟部腫瘍、頭頸部腫瘍(頭蓋底腫瘍を含む/口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く)、前立腺がん、肝細胞がん(長径 4cm 以上)、肝内胆管がん、膵臓がん、大腸がん術後局所再発、非小細胞肺がん(Ⅰ期～ⅡA 期)、子宮頸がん(腺がん・6cm 以上の扁平上皮がん)、婦人科領域の悪性黒色腫 が保険適用です。(2024 年 6 月)

◇重粒子線治療費利子補給制度

公的医療保険の適用を受けない重粒子線治療を受けるため、照射技術料を大阪府が連携する金融機関の専門ローンで借り入れた場合、その利子分を大阪府が助成します。

◇小児がん患者重粒子線治療助成制度

小児がん患者(治療決定した日に 15 歳未満)が先進医療による重粒子線がん治療を受ける場合、所得に応じて照射技術料を大阪府が助成します。



窓口

- 支援制度について
大阪府健康医療部 健康推進室 健康づくり課
- 重粒子線治療について
大阪重粒子線センター
住所：大阪市中央区大手前 3-1-10
電話：06-6947-3210



(10) アピアランスケア支援に関する事業

がん治療と社会参加などの両立を支援し、療養生活の質が向上するように、がん治療によるアピアランス(外見)の変貌を補完する補整具(ウィッグや乳房補整具)購入費用の一部を助成する事業を行う市町村が徐々に増加しています。

ご自身がお住まいの市町村の助成事業の有無や詳細については、市・区役所や保健センター、がん相談支援センターで確認して下さい。

4. がん治療と働くことについて

「今の仕事を続けていけるだろうか。療養したいが、生活費や医療費をどうすればいいだろうか。治療や体調が落ち着いて、仕事を無理なく再開できるだろうか…。」

仕事にまつわる悩みや不安があれば、一人で抱え込まず、まずは主治医や看護師、がん相談支援センターなどに相談してみてください。病院の他にも、仕事のことを相談できる窓口があります。

(1) 仕事を続けたい場合、復職したい場合

がんの診断を受けたから、治療があるから、すぐに仕事を辞めてしまうのではなく、がん治療と両立して仕事を続けている方はたくさんおられます。どうすれば仕事を続けられるかを考えるには、まずは、ご自身の病状や今後の治療の内容やスケジュールについて、詳しく知ることが大切です。

- ① まず、仕事について不安があることを主治医に伝え、治療スケジュールや入院が必要な期間、予測される症状や、治療による副作用などを確認しましょう。
- ② 次に、本人の職場の就業規則(有給休暇や病気休暇の制度など)や福利厚生制度について、人事や総務担当者に確認・相談しましょう。
- ③ その上で休暇や制度改正された傷病手当金支給制度などを利用し、治療をしながら仕事を続けることが出来そうか、職場の人たちと相談していくことが大切です。本人では解決できず困ったときは、がん相談支援センターのほか、次のような相談窓口にも相談することもできます。

次に挙げる3つの相談機関は、就労・労働に関して幅広い相談に対応している機関で、困りごとの内容によって相談をしてはいかがでしょうか。

1) 大阪産業保健総合支援センター

治療を受けながら安心して働くために働く人とその職場を支援するため、次のようなサービスを実施しています。

- ・事業者に対する啓発セミナー
- ・管理監督者向けの両立支援教育
- ・事業場への個別訪問支援
- ・両立支援のための相談対応
- ・労働者（患者）と事業場との個別調整支援

（出張相談）

大阪府内のがん拠点病院のうち次の病院で、治療と仕事の両立支援について出張相談を実施しています。

大阪労災病院・大阪国際がんセンター・大阪医療センター・大阪医科大学病院
大阪公立大学医学部附属病院・大阪市立総合医療センター・大阪赤十字病院
大阪急性期・総合医療センター

＊相談日程や方法などは下記へお問い合わせください

（場所と連絡先）

大阪産業保健総合支援センター

大阪市中央区石町 2-5-3 エル・おおさか南館 9 階

電話：06-6944-1191



仕事の引き継ぎや、さまざまな生活の段取り、
治療がひと段落した後の職場復帰や経済問題
などの悩みに関する Q&A 集

● がんと仕事の Q&A

国立がん研究センターがん対策研究所
がん情報サービス (<https://ganjoho.jp>)



2) 社会保険労務士

社会保険労務士法に基づく国家資格者で、労働問題や年金、社会保険の専門家です。

「治療しながら仕事を続けたいけれど、会社との話し合いが上手くできない」などのお悩みに対し、社内制度や法的根拠に基づいたアドバイスをを行います。正規職員でなくても相談は可能です。相談者の雇用条件などを確認し、一緒に考え、対応方法を相談します。

また、年金や各種保険の利用など、相談者が利用可能な制度について、相談・申請代行なども行います。

患者支援団体、がん相談支援センターによっては相談可能な社会保険労務士と連携している場合もあります。また、大阪府社会保険労務士会の総合労働相談室（以下参照）も開設されています。

大阪府社会保険労務士会 総合労働相談室

総合労働相談室は、開設日及び開設時間を週2回火曜日と木曜日の13時から17時とし、火曜日は社会保険、年金などに関する相談日、木曜日は労務管理、労働トラブル、その他（労災保険、介護保険など）に関する相談日として開設されています。

（相談方法）電話・対面での相談

（利用時間）火曜日：社会保険・年金に関する相談

木曜日：労働トラブル・労務管理に関する相談

13:00～17:00（受付は16:30で終了）

事前予約不要・相談時間は原則30分以内

（費用） 無料

（場所と連絡先）大阪府社会保険労務士会

大阪市北区天満 2-1-30

電話：06-4800-8188

3) 大阪労働局 総合労働相談コーナー

府内の各労働基準監督署や、大阪労働局庁舎内に設置されており、解雇、労働条件、配置転換、いじめ・嫌がらせなど、労働に関する幅広い相談や情報提供のワンストップサービスを行っています。相談内容に応じて、担当部署・関係機関のご案内、関係法令や裁判例などの情報提供を行っており、労働者、事業主の双方が利用できます。なお、相談は匿名でも可能です。

(相談方法) 電話・直接来所による面談

(利用時間)

各総合労働相談コーナー 9:00～17:00 (月～金)

(泉大津コーナーのみ 9:30～17:00 (月～金))



(場所と連絡先)

大阪労働局 総合労働相談コーナー(雇用環境・均等部指導課)

大阪府中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階

電話：06-7660-0072

または、大阪府下 12 箇所にある「総合労働相談コーナー」



（２）退職を考える場合

就労できなくなった場合、仕事を辞める場合、辞めなければならない場合などには、経済的な不安がでてくることと思います。傷病手当金、障がい年金、雇用保険、生活保護など、公的な制度による経済的支援が受けられる場合がありますが、利用するには様々な要件があり、中には退職する前に手続きが必要な場合があります。どんな制度が利用できるか、仕事を辞める前に、がん相談支援センターや各制度の担当窓口にご相談しましょう。

（３）就職・再就職を考える場合

治療をしながら、あるいは治療がひと段落して新たに仕事を探す場合は、本人の体調を考え、どの程度の仕事ができるかを主治医とも相談しながら模索し、就職先に配慮してほしい点、希望する条件などを整理しておくとい良いでしょう。

仕事を探すに当たっては、次の３つの相談窓口があります。

１）ハローワーク（公共職業安定所）

求人情報、仕事を選ぶにあたっての相談など、仕事のことなら何でも気軽に相談できます。ブランクのある方、治療や体調への配慮が必要な方が無理なく働ける求人があるか、求職先へどう伝えるかなど、個別の相談にも対応してくれます。

平日以外も利用可能なハローワークや、チャイルドスペースのあるマザーズハローワーク、年齢に応じた相談に対応しているハローワークなど、各ハローワークによって色々な特徴があります。

（問い合わせ先） 各ハローワーク



2) OSAKA しごとフィールド

年齢や性別、障がいの有無に関わらず、全ての求職者に対応し、就職活動に関するきめ細かな情報提供や個別支援を行う、大阪府の就業支援施設です。

① 一人ひとりの適性・能力を見極めアドバイス

カウンセラーが不安や悩みを伺い、職業適性検査などを用いてアドバイス。必要に応じて医療・福祉の機関と連携しています。

② ハローワークと一体となりマッチング機能を強化

カウンセラーと一緒に求人端末を検索することもでき、より具体的に探すことができます。

③ 必要なスキルアップを支援

履歴書・エントリーシートの書き方のアドバイス、自己PR講座、面接講座や模擬面接の実施。必要に応じて職業訓練や資格取得などをアドバイス。就職活動がスムーズに行えるよう支援しています。

（利用時間）：月～金 9:30～20:00

相談時間は 10:00～20:00（19:00 最終受付）

ハローワークコーナーは 10:00～18:30

土 9:30～16:00

ハローワークコーナーは休み

休館日 日・祝・年末年始

（場所と連絡先）

大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 2・3 階

電話：06-4794-9198

（ホームページ）<https://shigotofield.jp/>





3) 地域就労支援センター

大阪府内の各市町村に設置されており、働くにあたっての悩みや不安の相談、就職するための支援を行っています。専任のコーディネーターが、ひとりひとりに応じた助言や提案を行い、就労に向けた計画を立て、きめ細かなサポートを行ってくれます。

相談の中で、生活に即した悩みがあれば、必要に応じ就労のことだけでなく、生活支援などの制度の利用についても一人一人の状況に応じた提案をします。

資格取得や能力開発のための講座や職業訓練の紹介も行います。

＊相談方法、利用時間、場所などは各地域の就労支援センターにお問い合わせください。



ご存じですか「アピアランスケア」

がん治療によって起こる脱毛（頭髪、まつ毛、まゆ毛など）、皮膚や爪の変色、爪の変形、手術あとなど、外見の変化は、患者さんにとって重大な悩みとなり、人間関係や外出の意欲、ひいては仕事にも大きな影響を及ぼすことがあります。

がん治療を行う病院の外来や化学療法室、がん相談支援センターでは「アピアランスケア」についての相談ができます。ケアや



メイク、ウィッグや肌着など、日々の暮らしに役立つ情報がありますので、気になることがあれば、ぜひ相談してみてください。

就労に関する主な相談窓口



雇用保険に関する相談

- ・雇用保険（失業などの給付）
受給や延長に関する相談



- ・ハローワーク
- ・社会保険労務士
- ・大阪府社会保険労務士会
総合労働相談室

求職に関する相談

- ・仕事に復帰したい
- ・求職活動は初めてで不安
- ・これまでと違う（負担の軽い）
仕事をしたい など



- ・ハローワーク
- ・地域就労支援センター
- ・OSAKA しごとフィールド

就労している方の相談

- ・治療と仕事の両立
- ・労働条件に関する相談
- ・解雇、配置転換、退職勧奨
などに関する相談
- ・職場におけるハラスメントや
いじめなどに関する相談
など



- ・大阪産業保健
総合支援センター
- ・労働基準監督署
(会社を指導する場合は、会社所在
地を管轄する労働基準監督署が
対応します。)
- ・大阪労働局
総合労働相談コーナー
- ・社会保険労務士
- ・大阪府社会保険労務士会
総合労働相談室

5. 自宅で療養するには

(1) 介護・生活面

がんになってもあなたらしく暮らせるように、自宅療養を支える制度やサービスなどについて紹介します。

◆介護保険についての相談・申請

介護保険は、介護が必要となった時に安心して日常生活が過ごせるよう支援する制度です。

対象となる方	要介護状態にある 65 歳以上の方、特定疾病により要介護状態にある 40 歳以上 64 歳以下の方。
申請方法からサービス利用まで	住民票のある市町村（大阪市は大阪認定事務センター）へ認定申請します。居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに依頼して申請を代行してもらうこともできます。 認定調査員が本人を訪問し、心身の状況などについて調査を行います。認定調査の結果と主治医意見書により、介護を必要とする度合い（状態の区分）を審査して認定結果が通知されます。認定結果に基づいて必要とするサービスについてのケアプランを立てサービス開始となります。
利用できるサービス	認定結果ごとの利用限度額内で、所得により利用サービス料の 1 割/2 割/3 割が自己負担となります。 訪問介護、通所/訪問リハビリテーション、訪問入浴、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費の支給、住宅改修費支給、短期入所、施設入所 など

問い合わせ先
申請窓口

- 各市町村介護保険担当課
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所でも相談できます

◆身体障がい者手帳についての相談・申請

身体障がい者手帳は、病気やけがで一定の障がいが残ри、その障がい「障がい固定」とであると認められた場合、様々な福祉サービスが受けられる制度です。介護保険制度と重なるサービスは介護保険制度が優先されます。

対象となる方	視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語又はそしゃく・嚥下機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓、免疫機能障がいと認定される方
手続き方法	主治医に身体障がい者手帳に該当するかを確認します。（かかりつけの病院に身体障がい者福祉法第15条に基づく指定医師がいない場合は、市町村障がい福祉担当課でお尋ね下さい。） 交付申請書、診断書・意見書の用紙は申請窓口にあります。身体障がい者手帳交付申請、身体障がい者診断書・意見書（指定医師が記載したもの）、写真を添えて申請します。
利用できるサービス	自立支援医療、補助具（車いす、人工喉頭など）の給付、日常生活用具の給付（介護ベッド、マット、蒸気吸入器、電気式痰吸引器など）、ホームヘルプ、ショートステイ 運賃の割引、税金の控除、など。 ＊障がいの種類や程度、お住まいの市町村によって受けられるサービスは異なる場合があります。

申請窓口

●各市町村の障がい福祉担当課



◆高齢福祉サービスについて

高齢者の方を対象とした福祉サービスです。

利用できるサービス例	緊急通報システム、配食サービス、訪問理容、軽度生活援助事業、介護用品給付、電気調理器・火災報知器など日常生活用具の給付 など
------------	--

※利用できるサービス、対象者、自己負担額などは各市町村によって異なる場合があります。

申請窓口

●各市町村の高齢福祉担当課



◆その他の福祉用具の貸し出し

貸し出し物品例	車椅子やベッド、車椅子対応自動車など (車椅子対応自動車貸出事業は運転ボランティアを派遣してくれる場合もあります。)
---------	---

※貸出品、対象者、貸出期間、自己負担額などは各市町村によって異なる場合があります。介護認定されている方は、介護保険の福祉用具貸与(車椅子やベッド、杖などがレンタルできるサービス)がありますので、担当のケアマネジャーとご相談ください。その他、介護保険などの公的な制度を利用しない一般レンタルもあります。

問い合わせ
窓口

●各市町村の社会福祉協議会

◆認知症などで支援が必要な場合の相談・申請

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、日常生活を営むのに必要なサービス利用のための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方に対し、権利や財産を守り自立を支援するなどして、暮らしの安心をお手伝いする制度です。

日常生活 自立支援事業	福祉サービスを利用するための相談や手続き、日常生活に必要な費用の支払いや預貯金の出し入れ、通帳や印鑑、証書の預かりなどのお手伝いをする制度です。
----------------	--

申請窓口

●各市町村の社会福祉協議会



成年後見制度	預貯金や不動産などの財産管理、施設への入退所の契約手続きなど、本人に代わって法的な権限を与えられた『成年後見人等』が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度です。なお、本人の判断能力によって、後見（判断能力が全くない）、保佐（判断能力が特に不十分）、補助（判断能力が不十分）の区分があり、区分に応じて、同意、取消や代理の範囲などが決められます。
--------	---

申請窓口

●管轄地区の家庭裁判所



◆子どもを世話する人がいない場合

外来受診や入院などにより、一時的に子どもの世話ができず依頼できる人もいない場合に、認可保育所の一時預かりや、登録会員宅で保育園の送迎を含めて預かるファミリーサポート、入所では養護施設、乳児院などがあります。

問い合わせ 窓口

- 各市町村役所の子育て担当課
- ファミリーサポートセンター
- 子ども家庭センター、保育所など

(2) 医療・看護

◆在宅医療でできること

自宅で療養する時に、医療処置や管理が必要な場合、医師や看護師がご自宅に訪問する、在宅医療を受けることができます。在宅医療では、下記のような医療・看護が受けられます。



在宅医療で 受けられる 医療処置・管理	痛みのコントロール、点滴・人工肛門や人工膀胱の管理、経管栄養（胃ろう、経鼻栄養）・中心静脈栄養（IVH ポート）の管理、在宅酸素・人工呼吸器・気管切開・全身状態の管理、血液検査・床ずれの手当て・本人や家族の不安の緩和 など
---------------------------	---

【訪問診療と往診】

「訪問診療」とは日頃から医師が定期的に自宅へ訪問し、計画的に診療して健康管理を行うものです。訪問診療に加え、緊急時の「往診」などの対応ができる医療機関を決めておくことが必要です。病院の主治医や看護師、がん相談支援センターの他、すでに担当のケアマネジャーがいれば相談してみましょう。

【訪問看護】

看護師が自宅を訪問し、本人の療養生活上の必要な看護（入浴介助を含めた清潔ケア・栄養摂取や食事の管理・排泄管理とケアなど）や医療機器の管理、リハビリテーションなどとともに、ご家族への指導や相談支援を行います。訪問看護を提供する事業所を「訪問看護ステーション」といいます。必要な訪問看護サービスの内容や緊急時の体制なども含め、事前に相談が必要です。
※利用する保険種別によって負担割合が異なります。

◆在宅療養を支える医療処置・機器

医療処置が必要となっても、医師や看護師などのサポートを受けながら自宅で過ごすことができます。

酸素が必要	自宅に在宅酸素の機械（濃縮器）を設置し、長いチューブを使用して屋内の移動や、携帯用ポンプを使用することで外出時にも使用できます。
食事が取れなくなり点滴が必要	医師や看護師が自宅へ訪問し、点滴を行うことができます。中心静脈栄養（IVH）をされている場合は、医師や看護師の指導を受けた本人、家族が点滴をつなぎかえることもできます。
吸引や吸入が必要	医師や看護師の指導のもと、自宅で吸入や吸引を行うことが可能です。
痛みのコントロールが必要	医療用麻薬の使用が必要になっても飲み薬や坐薬、貼り薬だけでなく、点滴・注射などで痛みの管理が行えます。

自宅での医療処置を行うには必ず医師の指示が必要です。
事前に必ず主治医とご相談ください。

(3) 在宅療養の相談窓口

地域での療養生活についてのご相談は下記で対応が可能です。

がん診療拠点 病院のがん相談 支援センター	かかりつけ医、在宅医、緩和ケアに関する相談が無料でできます。 診療を受けていない病院のがん相談支援センターも利用できますが、ご自身の病状を踏まえた個別の相談などは、治療中の病院での相談が望ましいこともあります。
病院の相談室	多くの病院には相談室（病院によって名称が異なります）があり、ソーシャルワーカーや看護師が相談に応じています。入院中には病棟担当の退院支援担当者が対応してくれる場合もあります。
地域包括 支援センター	保健師やソーシャルワーカー、主任ケアマネジャーなどの専門的スタッフが中心となって、地域の高齢者や介護保険の利用者の在宅生活を支援する窓口です。
居宅介護 支援事業所	ケアマネジャーが、在宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス提供事業者との連絡調整を行う事業所です。

ちょっと一言：「40 歳未満のがん患者さんの在宅療養」

介護保険によるサービスは、住みなれた自宅などで療養生活を送るとき無くてはならないサポートです。ただ、40 歳未満は介護保険の対象にならないため、在宅療養でサービスを利用するときの費用を自費で支払う必要があり、在宅療養そのものを諦めざるを得なかった方もいらっしゃるかもしれません。まだごく少数ですが、40 歳未満を対象に、独自に「若年者在宅ターミナルケア支援事業」や「在宅緩和ケア助成金」を実施する大阪府下の市町村もあります。

「あなたらしい」暮らしのために、お住まいの地域情報はがん相談支援センターなどにご相談してみてください。

Memo

6. 患者同士の支えあいの場

患者会と患者サロンについて

患者同士の支え合いの場には、患者会と患者サロンなどがあります。患者会とは、同じ病気や障がいなどの共通する体験を持つ人たちが集まり、自主的に運営する会です。互いの悩みや不安の共有、情報交換、社会に向けた活動を行っています。がん患者会には、特定のがん種に限った会と、特定しない様々な種類のがんを対象とした会があります。

患者サロンとは、がんのことを勉強したり、患者さんやその家族の方同士が、気軽に悩みや体験を語り合ったりして交流できる場のことで、病院内や地域に設置されています。患者さんや家族が主体となり運営しているところや、医療者が中心に活動を行っているところなど様々です。

参加してみたい患者会や患者サロンなど患者同士の支えあいの場の情報については、がん診療拠点病院のがん相談支援センターにお問い合わせください。

*大阪がんサポートブック（別冊）をご参照ください。



Memo

7. 小児・AYA 世代でがんになったら

(1) 小児・AYA世代のがん

小児がんは、小児がかかる“がん”の総称で、主な小児がんは、白血病、脳腫瘍、神経芽腫、肉腫などです。治療は、疾患やがんの進行度、転移の程度に応じて、手術、薬物療法（抗がん剤治療）、放射線療法、造血幹細胞移植などを組み合わせて行いますが、長期の入院が必要となる場合もあります。成人と同様、早期診断、適切な治療、緩和ケア、フォローアップといったトータルケアの実施や、小児の発達・発育段階に対応した生活面や教育面での心理社会的なサポートが必要です。

また、思春期・若年期に発生する“がん”を、Adolescents and Young Adults (AYA) 世代のがんと呼びます。がんの種類は様々で、白血病など小児に多いがんに加え、消化器がん、婦人科がん、内分泌系腫瘍、リンパ腫、中枢神経腫瘍（脳腫瘍）など、成人がんも多くなります。がんの進行度や転移の程度に応じた治療とともに、通学・進学、就職、結婚、出産など様々な社会的変化を伴う年代であることから、年齢に応じた療養環境やサポートが必要です。

不安や心配なことがあれば、主治医や看護師、がん相談支援センターなど病院スタッフにご相談ください。

◆ 大阪府における小児・AYA世代のがん診療体制

小児・AYA世代のがんを専門的に診断・治療する病院として、国が指定する、小児がん拠点病院が全国で15施設、大阪府では1施設（大阪市立総合医療センター）、また府が指定する小児拠点病院が2施設（大阪母子医療センター、大阪大学医学部附属病院）があります。大阪府では、この3病院が中心的役割を担うとともに、近畿圏内の小児がん拠点病院を中心に設置する近畿ブロック小児がん医療提供体制協議会において、近隣府県との小児がん医療連携体制を構築しています。

◆ 小児・AYA世代のがん治療に際しての支援

◇ 経済的支援

健康保険のほか、小児慢性特定疾病医療費助成制度や乳幼児医療費助成制度などの支援制度を利用できます。受診される病院のがん相談支援センターや受付窓口にご相談ください。

◇ 患者・家族用の宿泊施設

ドナルド・マクドナルド・ハウス おおさか建都ハウス（電話：06-6339-5855）や、アフラックペアレンツハウス大阪（電話：06-6263-1415）のほか、病院が運営している附属の宿泊施設もあり、利用可能です（有料）。

◇ がん相談支援センター

大阪市立総合医療センター、大阪母子医療センター、大阪大学医学部附属病院では、受診の有無に関わらず小児がんに関する相談を受け付けています。

きょうだい支援など、診療に直接関係ないようなことについても取り組みを行っていますのでご相談下さい。なお、電話でも相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

連絡先は大阪がんサポートブック（別冊）をご参照ください。



◇ 学校教育

小学校・中学校については、病院内に小中学校の院内学級や支援学校の分教室が設置されている場合があります。また、入院した病院に院内学級などがない場合でも訪問指導による授業が行われています。また、国立・府立・大阪市立の高校においては、生徒の病状に応じて教員が訪問するなどの対応をしています。体調への配慮や転籍・転入学などの手続きが必要ですので、主治医や看護師、がん相談支援センターなど病院スタッフや学校の先生・教育委員会にご相談ください。

◆ がん治療中・治療後の学びと学校参加の支援 パンフレット



大阪府下のがん診療拠点病院では、病院スタッフや院内学級の先生、通っている学校（原籍校）の先生などが連携し、切れ目なく学習でき、教育が受けられるよう支援しています。その支援や配慮の内容について、患者さんやご家族の体験談も交えて紹介したパンフレットです。

こちらからダウンロードできます。

（ホームページ）

https://oici.jp/ocr/manabi_papermedium/index.html



◇ 患者団体

患児・家族による交流会や相談会の開催、病気や療養生活についての随時相談など、必要なサポートや情報提供を行っています。どんな患者団体があるのかは、医師、看護師、がん相談支援センターにご相談ください。

(2) がん治療と妊娠

近年、がんに対する治療の進歩によって多くの患者さんが「がん」を克服し、がん経験者が増えています。しかし、がん治療の内容によっては、男性では精子をつくる機能が、女性では卵巣の機能などが低下し妊娠が困難になることがあります。このような実態を踏まえ、最近では、一定の条件付きながら、生殖機能を温存するための治療法も数多く試みられるようになってきています。

がん患者さんにとって、がんの治療による生殖機能への影響は大きな心配事のひとつであり、その温存治療については個々の状況に応じて、適切な情報を適切なタイミングで知ることが重要です。まずはがん治療を担当する医師にご相談ください。

◆ 大阪がん・生殖医療ネットワーク

大阪府でがん治療を受ける患者さんや治療を提供する医療者に向けて、生殖機能の温存について相談したいときや、実際に温存治療を受けるときに大阪府下のどこの施設に問い合わせればよいかホームページで紹介しています。

(ホームページ) <https://osaka-gan-joho.net/oo-net/>



◆ 大阪府がん患者等妊よう性温存治療費等助成事業

本サポートブック3章(8) p19 をご参照ください

◆ がん治療前の妊よう性・生殖機能温存のチラシ・パンフレット



こちらからダウンロードできます。

(ホームページ)

https://oici.jp/ocr/oonet_papermedium/index.html



7. 小児・AYA世代でがんになったら

Memo

ご存じですか？ 体力づくりの重要性

近年、がん治療を進める中で重要な要素のひとつに「体力の維持」が挙げられます。治療による体への負担や精神的なストレスから、倦怠感を感じたり活動性が低下しやすくなります。その結果として、「疲れるから動かない」「動かないから体力が低下する」といった悪循環に陥りがちです。入院中のリハビリテーションだけでなく、自分で行う運動も重要です。適度な運動を日常生活に取り入れ、体力づくりに取り組んでいきましょう。



●体力づくりの例

- ウォーキングなどの有酸素運動
- 自体重をもちいた筋力トレーニング
- 日常動作をスムーズにするストレッチ など

●体力づくりのポイント

- 簡単にできることから始める
- 適度な外出を心掛ける（散歩など）
- なるべく階段を使う
- 座りっぱなしに注意する など



自身に合った運動を行うには様々な方法がありますが、まず、がん治療の主治医等の指導やアドバイスを受けることが大切です。

運動支援に取り組む例として、大阪国際がんセンターの敷地内に開設された「ルネサンス運動支援センター」では、これまで600名以上のがん患者に運動相談や各種体力測定、運動指導を行い、通所とオンラインで日本全国のがん患者に運動指導を行っています。

ルネサンス運動支援センター

（場所と連絡先）〒541-8567 大阪府中央区大手前 3-1-69
電話：06-6947-5065（土日祝除く平日 9:00～18:00）



地域の療養情報「おおさかがんサポートブック」第2.9版

《編集》

- ・大阪府がん診療連携協議会 がん相談支援部会

《編集協力機関》

- ・大阪国際がんセンター
- ・大阪大学医学部附属病院
- ・大阪医科薬科大学病院
- ・大阪南医療センター
- ・大阪医療センター
- ・大阪赤十字病院
- ・八尾市立病院
- ・堺市立総合医療センター
- ・関西医科大学附属病院
- ・市立岸和田市民病院
- ・大阪母子医療センター
- ・大阪市立総合医療センター

-
- ・大阪府立図書館
 - ・ルネサンス運動支援センター
-

- ・大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課
生活習慣病・がん対策グループ

(順不同)

《冊子発行に関する問い合わせ》

大阪府がん診療連携協議会 がん相談支援部会 事務局
(大阪国際がんセンター がん相談支援センター内)
電話 06-6945-1870 (直) 月～金 10:00～16:00

* 本冊子の内容に関するご相談は、拠点病院のがん相談支援センターをご利用ください



©2014 大阪府もすやん

地域の療養情報
おおさか がんサポートブック

2011年3月31日 発行

2012年1月31日 改訂

2013年3月31日 改訂

2013年7月31日 改訂

2016年3月31日 第2版発行

2017年3月31日 改訂（第2.1版）

2018年3月31日 改訂（第2.2版）

2019年3月31日 改訂（第2.3版）

2020年3月31日 改訂（第2.4版）

2021年3月31日 改訂（第2.5版）

2022年3月31日 改訂（第2.6版）

2023年3月31日 改訂（第2.7版）

2024年3月31日 改訂（第2.8版）

2025年3月31日 改訂（第2.9版）